情報セキュリティの確保に関する特約条項

（目的）

第１条　受注者は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、発注者から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

２　保護すべき情報の範囲は、次の各号とする。

一　発注者が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）

二　発注者が秘密区分の指定をした秘密に属する物件

三　一号又は二号に掲げるものを基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、発注者が指定したもの

四　前各号について推知し得る情報

（再委託の禁止）

第２条　受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）を行う場合は、あらかじめ再委託先の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性、再委託期間、再委託率その他の情報セキュリティの確保に係る契約内容等を記した書面（以下「再委託承認申請書等」という。）を提出し、発注者の承認を得るものとする。この場合において、再委託承認申請書等に記載された事項について、これに変更があるときは、受注者はあらかじめ変更の届出を発注者に提出し、同様に承認を得るものとする。

２　前項ただし書により受注者が再委託を行う場合、受注者は受注者と再委託先との間で締結する契約において、再委託先において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

３　発注者は、前項の契約について、再委託承認申請書等を確認し、再委託を行う合理的理由及び再委託先が再委託される業務を履行する能力その他の情報セキュリティの確保のために必要と認められる事項が十分満たされていないと認められる場合、第１項の承認を行わないことができる。

４　第１項ただし書により受注者が再委託させる場合の再委託先その他本契約の履行に係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「再委託先等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

（情報セキュリティ確保のための体制等の整備）

第３条　受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2　受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、契約締結後速やかに発注者に通知するものとする。

3　受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び再委託先等における派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を契約締結後速やかに発注者に通知しなければならない。

4　受注者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、発注者の承認を得るものとする。この場合において、受注者があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができる。

5　受注者は、受注者に対し、第４項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

6　受注者は、受注者及び再委託先の資本関係、役員等の情報、本件業務の実施場所、取扱者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を発注者に通知し承認を得るものとする。

7　受注者及び取扱者は、発注者から本人確認を行うため身分証明書等の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

8　受注者は、情報システム及び機器等や役務の調達におけるサプライチェーンにおける発注者の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理体制を証明する書類を発注者に提出しなければならない。また、第三者機関等による品質保証体制（ＩＳＯ／ＪＩＳ　Ｑ９００１等）、情報セキュリティに関する認証（ＩＳＯ／ＪＩＳ　Ｑ２７００１（ＩＳＭＳ）等）取得を証明する書類、情報セキュリティ監査報告書（ＳＯＣ（２及び３）等）等が提出可能な場合、発注者に提出するものとする。

9　受注者は、情報システム及び機器等・役務の調達におけるサプライチェーンにおける発注者の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われるなどの不正が見つかったときに、発注者と連携して追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務）

第４条　受注者は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2　取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

3　受注者又は再委託先等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受注者はあらかじめ、書面により発注者に申請し許可を得なければならない。

（管理）

第５条　受注者は、本契約に基づき、保護すべき情報及び発注者が受注者に貸与する仕様

書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

2　受注者は、発注者が指定する場所において個別の業務を行う場合に持ち込む物品、保護すべき情報及び業務資料を適正に管理するものとする。また、発注者の承諾なくしては、その場所から物品、保護すべき情報又は、業務資料を持ち出してはならない。

3　受注者は、前２項の保護すべき情報及び業務資料の管理に関して、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」における情報セキュリティ対策に準じた管理を行っていることについて、発注者の承認を得るものとする。

4　受注者は、保護すべき情報及び業務資料について、本契約の履行又は発注者の指定した目的以外に使用してはならない。

5　受注者は、保護すべき情報について、本契約が終了したとき、又は発注者から廃棄を求められたときは、これを直ちに発注者が認める方法により廃棄するものとする。

6　受注者は、保護すべき情報及び業務資料を、発注者の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

7　受注者は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は発注者から返還を求められたときは、これを直ちに発注者に返還するものとする。

8　受注者は、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、受注者から発注者に所有権が移転したものは全て発注者の認める方法により廃棄しなければならない。

9　受注者は、別途定めがある場合を除き、発注者が特に高い可用性又は完全性の確保が必要と指定する保護すべき情報を取り扱うときは、可用性、通信の速度及び安全性、データの保存期間及び方法、データ交換の安全性及び信頼性確保のための方法、情報セキュリティインシデントの対処方法等を発注者と協議し合意文書を作成するとともに、その合意内容について保証しなければならない。

（作業員名簿の通知及び作業責任者の選任）

第６条　発注者は、必要に応じて受注者に当該個別の業務の実施に関する作業を行う者（以下「作業員」という。）の名簿を作業責任者を明らかにした上で作成させ、書面をもって発注者に通知させることができる。ただし、作業責任者は、作業員の中から選任するものとする。

2　前項ただし書により選任された作業責任者は、受注者の個別の業務の実施を統括し、受注者の定める規則に基づき就業管理を行い、個別の業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別の業務の遂行につき受注者を代理する権限を有するものとする。

3　受注者が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合、作業責任者を変更する場合その他の発注者に通知した内容を変更する場合は、受注者は当該内容を書面により事前に発注者に通知するものとする。

4　発注者は、作業責任者又は作業員の個別の業務の遂行について著しく不適当であると認めた場合は、受注者に対して是正のために必要な措置を執ることを求めることができるものとする。

（脆弱性対策等の実施）

第７条　受注者は、本件業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

２　前項の場合に、受注者は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染及び情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

（調達する機器等や役務における対策の実施）

第８条　受注者は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、あらかじめ発注者にそのリストを提出すること。

２　受注者は、前項のリストの提出後、調達する機器等や役務に変更があった場合は、リストを修正し再提出すること。

３　受注者は、発注者が調達する機器等や役務について情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合は、発注者と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行わなければならない。

４　受注者は、本件業務を履行するに当たり、調達する機器等や役務がある場合について、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると発注者が判断したときは、受注者において調査及び必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティの対策の履行状況の確認）

第９条　受注者は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について発注者に報告するものとする。

２　受注者は、契約締結後、少なくとも１年に１回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について発注者に報告するものとする。

３　前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難い場合は、この限りでない。

４　受注者は、再委託先等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を発注者に対して報告するものとする。

５　受注者は、発注者に報告した確認結果について、発注者の承認を得るものとする。

６　発注者は、その確認結果が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるように受注者に求めることができる。

７　受注者は、前項の規定により、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティ侵害事案等事故）

第１０条　情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは、次の各号のことをいう。

一　保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
二　保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
三　保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染が認められた場合
四　第５条第９項における合意内容を損なう事故が発生した場合
五　前各号に掲げるもののほか、発注者又は受注者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、改ざん、減失、紛失、破壊その他機密性、完全性及び可用性を損なう事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

（情報セキュリティ侵害事案等事故に関する受注者の責任）
第１１条　受注者は、受注者又は再委託先等の従業員の故意若しくは過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

（情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置）
第１２条　受注者は、本契約の履行に際し、第１０条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。
２　発注者は、第１０条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は発注者が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
３　第１０条に規定する事故が再委託先等において発生した場合、受注者は発注者が当該再委託先等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
４　受注者は、第１０条に規定する事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等に契約終了時まで保存し、発注者を求めに応じて発注者に提出するものとする。
５　第１０条に規定する事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については受注者の負担とする。
６　前項の規定は、発注者の損害賠償請求権を制限するものではない。
７　受注者は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、発注者に報告しなければならない。
８　受注者は、前項の措置の実施状況について、発注者の求めに応じて発注者に報告するものとし、発注者は、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。
９　受注者は、前項の規定により、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティ監査）
第１３条　発注者は必要に応じ、受注者に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、発注者の指名する職員を受注者の事業所その他関係先に派遣することができる。

2　受注者は、発注者が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、発注者の求めに応じ、必要な協力（発注者の指名する職員による受注者の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）をしなければならない。
3　発注者が再委託先等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。
4　受注者は、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を発注者に報告することとする。
5　発注者は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。
6　受注者は、前項の規定により、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

（契約の解除）
第１４条　発注者は、第１０条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると発注者が判断する事実が、受注者の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
2　前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。
3　発注者は、第１０条に規定する事故その他の本特約条項に定める情報セキュリティの確保が困難であると発注者が判断する事実が、受注者又は再委託先の責めに帰すべき事由により発生した場合は、第２条第１項ただし書による承認を取り消すことができる。この場合において、受注者に損害が生じた場合であっても、発注者は一切の責を負わない。